

(総則)

第1条 請負者は、別添の仕様書及び図面により頭書の納入期限までに物品を製造し、完成品を納入しなければならない。

2 請負者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(契約代金内訳書等)

第2条 請負者は、仕様書に基づいて契約代金内訳書及び製造過程を明らかにした書類を作成し、契約締結後6開庁日以内に発注者に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 請負者は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約内容の変更)

第4条 発注者は、この契約の締結後の事情により、この契約の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者及び請負者は、協議して書面によりこれを定めるものとする。

(納期の延長願)

第5条 請負者は、天災事変その他やむを得ない理由により、納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期間延長を願い出ることができる。

(完成品の検査)

第6条 請負者は物品が完了したときは、発注者の検査を受けなければならない。検査に要する費用及び検査のため消耗、き損又は変質変形したものは、すべて請負者の負担とする。

(不完成品の処置)

第7条 請負者は、検査の結果不合格品と決定し、補正を命じられたときは、遅滞なく補正し、再検査を受けなければならない。

(物品の所有権)

第8条 物品の所有権は、発注者の検査に合格したときから移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて請負者の負担とする。ただし、天災事変その他避けることができない非常災害による場合はこの限りでない。

(代金の支払方法)

第9条 請負者は、発注者の検査に合格した後、発注者の指示する方法により請求するものとする。

2 発注者は、請負者から請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(一部完了部分の引渡し)

第10条 契約物品の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、発注者は当該部分について引渡しを、請負者は当該部分に対する契約金額相当額を請求することができる。

(瑕疵担保)

第11条 請負者は、完成品の引渡し後1年間はその物品の隠れた瑕疵について補修の責任を負うものとする。

2 発注者は、前項の瑕疵の修補に代え、損害賠償を請求することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 請負者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 請負者が委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 請負者から次条に規定する事情によらないで契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、請負者は契約金額の10分の1に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。

(請負者の解除権)

第13条 請負者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 第4条の規定による契約内容の全部又は一部の変更のため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(損害賠償)

第14条 請負者は、その責めに帰する理由により、この契約の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 請負者は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び請負者は、協議して定めるものとする。